

事務連絡
令和6年5月8日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第29号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）」の使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」に「豚」を加え、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和6年5月8日

3 参考

今回の改正に係る製剤は以下のとおりです。

販売名：フォーシルS（明治アニマルヘルス株式会社）